

島原半島ユネスコ世界ジオパーク サポーター制度要綱

事業主・企業・団体向け

(名 称)

第1条 本制度の目的に賛同し、要件を満たした事業主・企業・団体を島原半島ユネスコ世界ジオパークサポーター(以下「サポーター」と称する。

(目 的)

第2条 島原半島ユネスコ世界ジオパーク(以下「当ジオパーク」)において、ジオパークを活用し、持続可能な地域社会の実現に向けて活動することを目的とする。

(認 定)

第3条 島原半島ジオパーク協議会が、島原半島ユネスコ世界ジオパークサポーターを認定する。

(主な活動内容)

第4条 持続可能な地域社会の実現に向けてサポーターは、次の活動を行う。

1. 当ジオパークの趣旨を理解し、愉しむ。また、口コミやSNS等で、当ジオパークの魅力や楽しみ方を広める。
2. 当ジオパークを活用し、地域に経済効果をもたらす。
3. 当ジオパークが主催するイベントに積極的に参加する。

(登 録)

第5条 サポーターは、サポーター講座を受講し、会費を添えて登録届を提出後、認定証の発行をもって登録とする。なお、サポーター講座開催については、依頼者と相談の上、開催日時および場所を決定する。

(会 費)

第6条 年会費は1口1,000円とし、3口以上とする。ただし、有効期間の途中に登録された場合も、会費の額は同額とする。

(会費の用途)

第7条 会費については、当ジオパークのPRおよび運営の経費に充てる。

(会 計)

第8条 会計は、当ジオパーク協議会の会計で受け入れ、歳入・歳出予算に計上するものとする。

(期 間)

第9条 登録の期間は1年間。4月1日から始まり、翌年度3月31日までとする。期間満了後は、その都度更新を行う。更新時のサポーター講座は免除するものとする。

移行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

第1期目 平成31年4月1日～平成32年3月31日

島原半島ユネスコ世界ジオパーク サポーター制度要綱

事業主・企業・団体向け

（特 典）

第10条 サポーターには次の特典を与える。

1. 登録及び更新時に、日本ジオパークネットワーク機関誌「GEOPARK Magazine」最新号を贈呈。以降購入の際は、サポーター割引価格（半額）を適用。
2. 当ジオパーク事業における優先利用。
3. 当ジオパーク主催の関連イベントおよび研修への出店および参加の案内。
4. 会員活動を当ジオパーク、3市、長崎県のホームページおよびFacebookなどでPR。
5. 月刊ニュースレター「ジオだより」にて活動を紹介。
6. “地球規模”（ジオ視点）の情報提供による商品への付加価値をご提案。

（変更・辞退）

第11条 登録情報の変更の場合は、登録変更届、登録辞退の場合は、登録辞退届を提出するものとする。なお、途中登録辞退の場合における会費の払い戻しは行わない。

（その他）

第12条 当ジオパークの趣旨に反する行為が認められた場合は、登録取消とする。

本要綱は 平成31年4月1日より施行する。